

大田原市週休2日制工事施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、建設業における職場環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 現場着手日（継続して現場に常駐した最初の日をいう。以下同じ。）から工事完成日までの期間をいう（12月29日から翌年の1月3日までの日、8月14日から8月16日までの日、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責めによらず現場閉所ができない期間）を除く。）
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上最低限必要の作業を除き、現場事務所での書類作成等の事務作業も含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう（1つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合において、各発注工事単位で現場閉所することを含む。）

(現場閉所の評価)

第3条 現場閉所の評価は、次に掲げる現場閉所の状態及び現場閉所率（対象期間に占める現場閉所日の割合をいう。以下同じ。）によるものとする。この場合において、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により計画外の現場閉所とするときであって、現場閉所とする日の前日までに監督員に報告したときは、現場閉所の日数に含めることができるものとする。

- (1) 完全週休2日 対象期間において、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所日とすること。
- (2) 月単位週休2日 対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5パーセント以上となる日数を現場閉所日とすること。
- (3) 通期の週休2日 対象期間内に現場閉所率が28.5パーセント以上となる日数を現場閉所日とすること。
- (4) 現場閉所4週7休以上 対象期間内に現場閉所率が25.0パーセント以上28.5パーセント未満となる日数を現場閉所日とすること。
- (5) 現場閉所4週6休以上 対象期間内に現場閉所率が21.4パーセント以上25.0パーセント未満となる日数を現場閉所日とすること。

2 現場閉所率の算出に用いる1月当たりの基準日数は、工事着手日から起算して28日

とし、1月当たりの基準日数が28日に満たないときは、当該月の日曜日及び土曜日の日数以上に現場閉所を行っている場合に、現場閉所率28.5パーセント以上を達成しているものとみなす。

（対象工事）

第4条 週休2日制工事の対象とする工事は、現場閉所が可能な全ての工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) 工期が1月未満の工事
- (2) 緊急対応が必要な工事及び災害復旧等の早期完成が望まれる社会的要請を受ける工事
- (3) 設計金額200万円未満の工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難であると市長が認める工事

（発注方式）

第5条 発注方式は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。この場合において、建築工事等1つの工事現場で複数の工事が分離発注されるときは、全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

- (1) 発注者指定型 一般競争入札に付す総合評価落札方式で発注する工事及び市長が特別に定める工事のうち、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望型 発注者指定型を除く全ての工事で、受注者が発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

（事前協議等）

第6条 受注者希望型工事の受注者は、工事着手日又は工事着手期限日までに週休2日制工事の実施に係る協議書（様式第1号）により協議するものとする。

- 2 発注者は、前項の協議に対して承諾するときは、工事着手日又は工事着手期限日までに週休2日制工事の実施に係る承諾書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 発注者が承諾した計画する現場閉所の状態及び現場閉所率は、受注者の責めによらない場合を除き、変更は認めないものとする。

（週休2日制工事の実施）

第7条 週休2日制工事を実施するに当たり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、休日取得計画書及び実施書（栃木県が提示する参考様式であって、現場閉所の計画及び履行実績並びに現場閉所率の実績記載があるもの。以下同じ。）等を添付し、現場閉所の計画を監督員に報告するものとする。

- 2 前項の定めにより報告した現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所とする日の前日までに監督員に報告するものとする。
- 3 受注者は、週休2日制工事である旨を公衆用掲示物等に明示するものとする。

（履行実績の確認）

第8条 受注者は、大田原市建設工事請負契約書及び栃木県土木工事共通仕様書に定める工事履行報告書に休日取得計画書及び実施書等を添付し、現場閉所の状況を監督員に報告するとともに、対象期間の履行実績を記載した休日取得計画書及び実施書等を工事完了日までに発注者に提出するものとする。

（発注者の配慮）

第9条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるよう、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わないこと。
- (2) 受注者からの協議等には速やかに対応すること。
- (3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めること。
- (4) 受注者の責めによらない次の理由により工期の変更が必要となる場合は、書面により協議した上で、工期の変更を適切に行うこと。

ア 工程上の条件に変更が生じたとき。

イ 降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により作業不稼働日が多く発生したとき。

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じたとき。

（工事成績評価）

第10条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、次の表に掲げる加点を行う。

現場閉所の履行実績	発注者指定型	受注者希望型
完全週休2日 月単位週休2日 通期の週休2日	3点	3点
現場閉所4週7休以上	2点	2点
現場閉所4週6休以上	1点	1点

備考

1 加点は、監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評価における得点割合は、0.4であるため、工事成績評価の加点は0.4を乗じた点数とする。

2 受注者希望型の場合の加点は、第6条第1項の規定による週休2日制工事の実施に係る協議書で示した計画する現場閉所の状態及び現場閉所率以上を達成した場合のみ、計画する現場閉所の状態及び現場閉所率に応じた加点を行う。

（経費の補正）

第11条 経費の補正は、次の各号の発注方式ごとに現場閉所の履行実績に応じ、それぞれ当該各号に定める補正係数を乗じて行うものとする。

- (1) 道路工事及び公園工事に係る土木一式工事、舗装工事（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）及び電気工事 栃木県土木整備部週休2日制工事実施要領（平成30年10月10日施行）第12条第1項の表及び同条第2項の別表の規定を準用する。

- (2) 建築工事に係る建築一式工事、管工事（機械設備に限る。）及び電気工事 栃木県県土整備部営繕工事における週休２日制工事実施要領（令和２年４月１日施行）第１０条第１項の表及び同条第２項の規定を準用する。
- (3) 林道工事に係る土木一式工事及び舗装工事 栃木県環境森林部週休２日制工事実施要領（令和元年１０月１０日施行）第１０条第１項の表及び同条第２項の別表の規定を準用する。
- (4) 農業関連施設工事に係る土木工事一式及び舗装工事 栃木県農政部週休２日制工事実施要領（令和元年１０月１０日施行）第１０条第１項の表及び同条第２項の別表の規定を準用する。

２ 見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。

（発注者指定型による発注手続）

第１２条 発注者は、発注者指定型で発注するときは、週休２日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

（補則）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、週休２日制工事の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、告示の日から施行し、令和６年１０月１０日から適用する。

（経過措置）

２ この要綱の適用の日前に、改正前の大田原市週休２日制工事施行要綱の規定によりなされた協議、承認等の手続その他行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他行為とみなす。

様式第 1 号の 1 （第 6 条関係）

年 月 日

大田原市長 様

受注者
所在地

商号又は名称

代表者氏名

週休 2 日制工事の実施に係る協議書（道路工事・公園工事）

次の工事の週休 2 日制の実施について希望するため、大田原市週休 2 日制工事施行要綱第 6 条第 1 項の規定により協議します。

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 額	円
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
計画する現場閉所の 状態及び現場閉所率 ※ 1 ～ 3 のいずれかを選択	1 完全週休 2 日 2 月単位週休 2 日 3 通期の週休 2 日

様式第 1 号の 2（第 6 条関係）

年 月 日

大田原市長 様

受注者
所在地

商号又は名称

代表者氏名

週休 2 日制工事の実施に係る協議書
（建築工事・林道工事・農業関連施設工事）

次の工事の週休 2 日制の実施について希望するため、大田原市週休 2 日制工事施行要綱
第 6 条第 1 項の規定により協議します。

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 額	円
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
計画する現場閉所の状態 ※ 1 ～ 3 のいずれかを選択	1 4 週 8 休（週休 2 日） 2 4 週 7 休 3 4 週 6 休

様式第2号の1（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大田原市長

週休2日制工事の実施に係る承諾書（道路工事・公園工事）

年 月 日付けで協議のあった下記の工事に係る週休2日制の実施について承諾しますので、大田原市週休2日制工事施行要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 額	円
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
計画する現場閉所の 状態及び現場閉所率	1 完全週休2日 2 月単位週休2日 3 通期の週休2日

様式第2号の2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大田原市長

週休2日制工事の実施に係る承諾書
(建築工事・林道工事・農業関連施設工事)

年 月 日付けで協議のあった下記の工事に係る週休2日制の実施について承諾しますので、大田原市週休2日制工事施行要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 額	円
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
計画する現場閉所の 状態及び現場閉所率	1 4週8休（週休2日） 2 4週7休 3 4週6休